

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日は、  
休むと  
日取り  
の翌日)

## 目次

◇告 示 新たに生じた土地の確認

字の区域の変更

入会林野整備計画の適否の決定

林業種苗法による生産事業者の登録

土地改良法による換地計画の適否の決定

土地改良事業の認可(二件)

◇教委告示 鳥取県立高等学校専攻科入学者選抜実施要項

## 告 示

### 鳥取県告示第百七十号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九条の五第一項の規定に基づき、淀江町長から同町の区域内に次のとおり新たに生じた土地を確認した旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和五十年二月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

新たに生じた土地の位置(昭和四十九年十二月九日現在の地番による。)

新たに生じた土地の面積

淀江町大字今津字浜田二六七番一並びに大字淀江字八軒町九九二番二及び九九二番五地先

一、四一六・二〇  
平方メートル

淀江町大字淀江字八軒町九九二番一、九九三番八、九九四番一八及びこれらと一体をなす国有地並びに大字淀江字長町九三一番四七地先

一、二七六・五一  
平方メートル

### 鳥取県告示第百七十一号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、淀江町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和五十年二月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

区域を変更する字の名称	同上の区域(昭和四十九年十二月九日現在の地番による。)
大字今津字浜田	大字今津字浜田の全域並びに大字今津字浜田二六七番一並びに大字淀江字八軒町九九二番二及び九九二番五地先一、四一六・二〇平方メートル
大字淀江字八軒町	大字淀江字八軒町の全域並びに大字淀江字八軒町九九二番一、九九三番八、九九四番一八及びこれらと一体をなす国有地地先一、一九六・一七平方メートル

大字淀江字長町

大字淀江字長町の全域並びに大字淀江字長町九三一番四七地先八〇・三四平方メートル

鳥取県告示第七十二号

日南町糠庄入会林野整備組合長日南町丸山八五九番地宮本岩雄から申請のあつた入会林野整備計画については、昭和五十年二月四日適当と決定したので、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和四十一年法律第二百二十六号）第六条第四項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十年二月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類の名称

糠庄入会林野整備計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十年二月二十二日から三十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取県農林部林務課及び日南町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して三十日以内に申し出ること。

鳥取県告示第七十三号

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十条第三項の規定に基づ

き、生産事業者の登録をしたので、同法第十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十年二月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

登録番号	生産事業者の氏名	生産事業者の住所	生産事業の内容	事業所の名称	事業所の所在地
百八十六	松原善夫	東伯郡三朝町大字余戸三七七	穂の採取並びに幼苗及び苗木の育成	松原善夫苗畑	東伯郡三朝町大字余戸

鳥取県告示第七十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定に基づき、北条砂丘地区第四工区営ほ場整備事業の施行に係る地域の換地計画を定めたので、同法同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十年二月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類の名称

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十年二月二十二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

東伯郡北条町大字弓原三八四番地四

北条砂丘土地改良区事務所

四 異議の申立て

この換地計画に係る土地又はその土地に定着する物件の所有者、この換地計画に係る水面につき漁業権又は入漁権を有する者その他これらの土地、物件又は権利に關し権利を有する者は、この告示に係る決定に対して異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内知事に申し立てること。

鳥取県告示第七十五号

東伯郡羽合町大字久留二六番地の一羽合町農業協同組合長理事本多不二雄から申請のあつた土地改良(羽合町湖北地区農用地造成)事業については、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十五条第三項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十年二月十七日認可したので、同法第九十五条第四項の規定により告示する。

昭和五十年二月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第七十六号

大栄町から申請のあつた町営土地改良(小屋ヶ鼻地区農道舗装)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十年二月十七日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十年二月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第三号

昭和五十年年度鳥取県立高等学校専攻科の入学者選抜を次の要項によつて実施する。

昭和五十年二月二十一日

鳥取県教育委員会委員長 藤 間 忠 顕

昭和五十年年度鳥取県立高等学校専攻科入学者選抜実施要項  
募集学校及び募集生徒数

高等学校名	学科名	所 在 地	募集生徒数
鳥取東高等学校	専攻科	鳥取市立川町五丁目二〇	約一〇〇人
倉吉東高等学校	専攻科	倉吉市下田中六一の一	約一〇〇人
米子東高等学校	専攻科	米子市勝田町一	約一〇〇人

出願資格

- 1 高等学校(これに準ずる学校を含む。)を卒業した者
- 2 学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第十一号)第六十九条各号の一に該当する者

出願手続

- 1 入学志願者は、出願期間内に次の書類等(以下「出願書類」という。)を志望高等学校に提出しなければならない。

(一) 入学志願書(用紙は、県教育委員会所定のもの)に入学選抜手数料として三百五十円に相当する額の鳥取県収入証紙(消印をしないこと。)をはりつけたもの

(二) 出身高等学校長の発行する調査書(大学受験用の調査書と同様とする。)又は高等学校の卒業資格及び学力を認定するに足る書類

(三) 過去三箇月以内に撮影した脱帽上半身名刺版の写真一枚(裏面に出身学校名、氏名及び生年月日を記入すること。)

2 各募集高等学校長は、出願書類を受理したときは、受検証を交付しなければならぬ。

四 出願期間及び受付場所

1 出願期間 昭和五十年四月三日(木)から四月七日(月)まで(日曜日を除く。)とする。なお、郵送による場合は、四月五日までの消印のあるものに限る。

2 受付時間 毎日九時から十七時(土曜日は、十二時)までとする。

3 受付場所 各志望高等学校

五 入学選抜学力検査の期日及び会場等

1 検査日時 昭和五十年四月九日(水)九時から(ただし、集合時刻は、八時三十分)

2 検査会場 各志望高等学校

3 検査科目 国語(現代国語及び古典乙)、数学Ⅰ、数学Ⅱを除く。及び英語

六 入学者の選抜方法

調査書及び入学選抜学力検査の成績を総合して選抜する。

七 合格者の発表

昭和五十年四月十一日(金)十二時に各募集高等学校で合格者を発表する。

八 注意事項

1 提出された書類及び入学選抜手数料は、返還しないこと。

2 この要項に関する質疑事項は、各志望高等学校に問い合わせること。

3 入学志願書の用紙は、各募集高等学校で受け取ること。

~~X~~ 質疑事項について返信を必要とする者、用紙の郵送を希望する者及び出願書類を郵送する者は、返信用切手をはり、あて先を明記した返信用封筒を同封すること。

九 参考事項

1 専攻科の授業は、精深な程度において特別な事項を教授し、その研究を指導することを目的として、次の科目を履修させる。

国語、数学、外国語(英語)、理科、社会及び保健体育

2 専攻科の修業年限は、一年とし、前期(四月から八月まで)及び後期(九月から三月まで)の二期とする。

3 専攻科生徒の学習評価、単位認定、修了等については、高等学校の全日制課程に準ずる。

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月三百円(送料を含む)】